令和9年度

学童保育所入所案内



国立市立学童保育所一覧

学童保育所名	市立小学校 学区域	所在地	電話番号
本町学童保育所	第一小学校	谷保6017(一小南側隣接地)	042-575-6761
(仮)二小学童保育所	第二小学校	西2-13(二小複合棟内)	入所者には 追ってお知らせします
東学童保育所	第三小学校	東4-28(三小校庭内・教室)	042-575-9684
北学童保育所	第四小学校	北2-29(四小校庭内・教室)	042-572-6146
中央学童保育所	第五小学校	富士見台2-38-5(中央児童館内) 富士見台2-47-2(五小教室)	042-571-2388
矢川学童保育所	第六小学校	谷保6600(六小教室)	042-575-9744
南学童保育所	第七小学校	富士見台1-47-25(七小校庭内・教室)	042-576-8145
西学童保育所	第八小学校	西1-12-26(西児童館内)	042-575-3217

※所在地が複数ある学童保育所については、学年等によって保育場所が異なります。

＜入所についての問い合わせ先＞

国立市役所 子ども家庭部 児童青少年課 児童・青少年係（市役所１階１８番窓口）

電話　042-576-2111（代表）内線 195

目　　次

１．学童保育所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

２．入所申請の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

３．入所にかかる費用・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

４．入所の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・　5

５．入所申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・　5

６．入所審査及び結果の通知について・・・・・・・・・・　7

７．延長保育の利用について・・・・・・・・・・・・・・　7

８．入所申請内容の変更について・・・・・・・・・・・・　7

９．入所取下げ・入所辞退について・・・・・・・・・・・　8

10．入所後の変更について・・・・・・・・・・・・・・・　8

11．退所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

12．各種手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・　9

13．よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

１．学童保育所の概要

○設置目的

学童保育所は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等の理由により昼間家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって児童の安全確保・健全育成を図ることを目的に設置されています。

学童保育所では、適切な遊びや生活の場を提供し、児童が集団活動の中で他者との関わり方や協力関係を身につけられる運営を心がけています。

○通常保育時間

学校登校日：授業終了後～午後６時

土曜日：午前８時３０分～午後５時

学校休業日（春休み・夏休み・冬休み・市立学校の行事の振替休日等※ ）：午前８時３０分～午後６時

※私立学校の行事の振替休日等については、ご相談ください。

○延長保育時間

学校登校日⇒　夜延長保育 午後６時～午後７時

学校休業日（春休み・夏休み・冬休み・市立学校の行事の振替休日等）

⇒　朝延長保育 午前８時～午前８時３０分、夜延長保育 午後６時～午後７時

※ 学校登校日・休業日ともに、土曜日は延長保育を実施していません。

※ ご利用の場合は、別途延長育成料が必要です（延長育成料については、４ページ「（２）延長育成料」参照）。

※ 夜延長保育を利用される場合は、保護者等のお迎えが必要になります。

	朝延長保育	通常保育	夜延長保育
学校登校日	実施なし	授業終了後～午後６時	午後６時～午後７時
土曜日	実施なし	午前８時３０分～午後５時	実施なし
学校休業日（春・夏・冬休み・市立学校の行事の振替休日等）	午前８時～午前８時３０分	午前８時３０分～午後６時	午後６時～午後７時

○休所日

日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

○入所期間

入所日から令和 10 年３月 31 日まで

※ 入所日は原則各月１日となります。

２．入所申請の要件

（１）保護者の要件

保護者が、就労・疾病・しょうがい・介護・就学等の理由により、昼間家庭において、児童の適切な保育に当たれない場合を対象としています。

このうち、就労による場合とは、
勤務時間が１日５時間以上（学童保育時間帯を含む）で午後２時３０分以降まで勤務している日が、月に１４日以上あることをいいます。

勤務時間は休憩時間を含む拘束時間とし、通勤時間は含まれません。介護・就学等も同様です。

（２）児童の要件

次のすべてを満たしている必要があります。

１．国立市内に居住している小学１年生～６年生の児童。
２．集団生活を営むことができ、自ら登所できるか、保護者またはそれに代わる者が送迎できること※。

※第五・八小学校から児童館内学童に登所する等、学校敷地内からの移動が生じる場合で、児童のしょうがい等により送迎が必要な方は、しょうがい児移動支援サービス等をご利用ください。サービスの決定までにお時間がかかる場合がありますので、お早目のお手続きをお願いします。

詳しくは下記までお問い合わせください。

・しょうがい児移動支援サービスに関すること　・・・しょうがいしゃ支援課（内線１７９）

・国立市立小中学校からのタクシー移送に関すること　・・・児童青少年課（内線１９５）

国立市立小中学校からのタクシー移送の詳細については、国立市ホームページ「しょうがいを持つお子さんの学童保育所の移送支援について」をご確認ください。

３．入所にかかる費用

学童保育所育成料・延長育成料（定期）ともに月額となり、**原則として利用日数にかかわらず１ヶ月分かかります。**育成料は学童保育所の運営に充てられていますので**必ずご納付ください**。ご納付は便利な口座振替をぜひご利用ください。

（1）育成料

税額等による区分	１人当たりの育成料（月額）	
	１人目の児童	２人目以降の児童 （同時に入所している場合）
令和８年度の市町村民税の課税標準額が５００万円以上の世帯	６，５００円	３，０００円
令和８年度の市町村民税の課税標準額が３００万円以上５００万円未満の世帯	５，０００円	２，５００円
令和８年度の市町村民税の課税標準額が２００万円以上３００万円未満の世帯	３，５００円	１，５００円
令和８年度の市町村民税の課税標準額が２００万円未満の世帯	２，５００円	１，０００円
令和８年度の市町村民税が非課税の世帯	０円	０円

※ 兄弟姉妹のうち、年齢の高い児童が「１人目の児童」として算定されます。

※ 市町村民税には特別区民税も含みます。

※ このほか保護者費（間食費・行事費など）の負担があります（詳しくは直接学童保育所にご確認ください）。

（2）延長育成料 （延長保育の利用申請については、７ページ「7．延長保育の利用について」参照）

1．定期利用

区分	期間	１人当たりの延長育成料
朝延長 （午前８時～午前８時３０分）	春休み（４月）	月額　５００円
	夏休み（７月・８月）	左記期間合計　２，０００円
	冬休み（１２月）	月額　５００円
	冬休み（１月）	月額　５００円
	春休み（３月）	月額　５００円
夜延長 （午後６時～午後７時）	通年（４月～３月）	月額　２，５００円

2．一時利用

時間	期間	１人当たりの延長育成料（日額）
朝延長 （午前８時～午前８時３０分）	春休み・夏休み・冬休み・ 市立学校の行事の振替休日等	３００円
夜延長 （午後６時～午後７時）	通年（４月～３月）	３００円

※ 朝延長保育の定期利用は、春休み・夏休み・冬休みのみとなります。市立学校の行事の振替休日等に朝延長保育を利用される場合は、一時利用をお申込みください。

※ 春休み・夏休み・冬休みの日程は、国立市立小学校に準じます。

４．入所の手続きについて

（１）４月入所希望の場合

（ア）申請方法

「令和９年度４月学童保育所入所申込みフォーム」

（イ）申請期間

令和８年１１月１３日（金）～ １２月６日（日）

（２）５月以降（年度途中）入所希望の場合

（ア）申請方法

「年度途中の学童保育所入所申請について」

入所希望月のフォームからお手続きください。

（イ）申請期間

入所希望月の前月１５日まで

（３）申請にあたっての注意点

○ 年度内で初めて入所する際は、在職証明書など**各要件の証明書類の画像データ（スマートフォン等で撮影した画像）や PDF などのデータを添付する必要があります**。
必ずご自身の申請に必要な書類を事前にご用意した上で、申請してください。
必要書類については、５ページ「５．入所申請に必要な書類」をご確認ください。

○ 年度内の再入所の場合は、それ以前入所申請時から要件に変更がなければ添付書類を省略できます。

○ **継続申請の方で育成料の未納がある場合、学童保育所の入所を継続できない場合があります。必ず納付してください。**

５．入所申請に必要な書類

入所申請には、次ページの書類が必要です。必要な書類が揃っていない場合は、受付ができません。
申込期限までに必要書類を全てご用意ください。

1. 必須書類（全保護者分必要です）

保護者の状況		提出する書類
就労	会社に雇用	・在職証明書・自営就労状況等申立書【勤務先が記入】
	事業主（自営業）	① 在職証明書・自営就労状況等申立書【自身で記入】 ② 開業届、営業許可書、会社の登記簿謄本等の写しまたは直近の確定申告書の写し等 自営業が客観的に確認できる書類　※ ① ②両方必要です
疾病		・医師の診断書（コピー可） ※診断名・保育に当たれない旨が記入されていることが必要です。
しょうがい		・身体障害者手帳または療育手帳（愛の手帳）の写し
看護・介護		① 看（介）護状況届出書 ② 看護・介護を必要とする方の医師の診断書または障害者手帳・介護保険被保険者証の写し等　※ ① ②両方必要です
就学		① 在学証明書（入学予定の方は入学予定であることを確認できる証明書） ② 時間割等　※ ① ②両方必要です
産前産後休暇取得中（産休取得予定）		①在職証明書の下段に産休期間の記載があること ②母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日のわかるページ）

※「在職証明書・自営就労状況等申立書」・「診断書」・「看（介）護状況届出書」・「在学証明書」の用紙は、国立市のホームページからダウンロードできます。９ページのリンクよりご入手ください。
また、児童青少年課 児童・青少年係（市役所１階１８番窓口）でもお渡ししています。

※ 児童の兄弟で令和９年度の市内保育園に入所（継続）申請する場合、保育幼児教育推進課　保育用の証明書類で代用できます。学童は Web 申請のため、代用をご希望される方はお手元にコピーまたは画像の保存を事前にご用意ください。ただし、入所要件が違いますので、学童保育所の入所要件を満たしているか必ずご確認ください。

2. 状況に応じて必要な書類

状況		提出する書類
令和８年１月２日以降に国立市に転入された方 ・保護者全員分の証明が必要です。 ・令和８年１月１日に住民登録していた市区町村で発行のものをご提出ください。	課税の方	令和８年度市(区町村)・都(県)民税課税証明書 ※令和８年度市町村民税の課税標準額が分かるものをご提出ください。
	非課税の方	令和８年度市（区町村）・都（県）民税非課税証明書

※ 国立市に転入予定の方もお申込みできます。上記の育成料算定に必要な書類とともに、転入先の住所が証明できる書類（住宅売買契約書、住宅賃貸契約書等の写し）をご提出ください。

６．入所審査及び結果の通知について

申請期間内に提出された書類にて入所要件の審査を行い、入所を決定します。入所決定通知は、令和９年４月入所の場合は２月下旬に、５月以降の入所の場合は入所前月下旬に郵送にてお送りします。

４月に新入所される方は、**説明会及び面接を 令和９年３月６日（土）**に各学童保育所にて実施しますので、必ずご出席ください。詳細は、入所決定通知に同封する文書をご確認ください。
５月以降に入所される方は、入所初日までに随時学童保育所指導員との面談を行います。

７．延長保育の利用について

（１）定期利用

延長保育の定期利用にあたっては、「学童保育所延長保育利用申請」を行ってください。審査の上、利用を決定します。なお、必要に応じて勤務時間が分かる証明書等を提出していただく場合があります。

利用の必要がなくなった場合は、対象期間の申込期限と同じ期限までに「学童保育所延長保育利用辞退」の手続きが必要です。

時間	期間	申込期限
朝延長 （午前８時～午前８時３０分）	春休み（令和９年４月１日から）	令和９年　３月１５日まで
	夏休み（７・８月）	７月１０日まで
	冬休み（１２月）	１２月１０日まで
	冬休み（令和１０年１月）	１２月１５日まで
	春休み（３月３１日まで）	令和１０年　３月１０日まで
夜延長 （午後６時～午後７時）	通年（４～３月）	前月の１５日まで

（２）一時利用

仕事等で一時的に延長保育を利用する場合は、利用日が分かった時点で、登所している学童保育所までお早めにお申込みください。

８．入所申請内容の変更について

入所前までに申請内容（就労状況、住所、世帯状況等）に変更があった場合は、速やかに児童青少年課 児童・青少年係までご連絡ください。育成料や入所決定通知の送付先等、入所決定内容に変更が生じる場合があります。

９．入所取下げ・入所辞退について

入所申請を取り下げる場合や入所を辞退される場合は、速やかに「学童保育所入所辞退」の手続きが必要です。**「学童保育所入所辞退」のお手続きがない場合、入所の取下げまたは辞退とならず、育成料等が発生しますのでご注意ください。**なお、年度途中に再入所を希望する場合は、国立市ホームページの「入所希望月のフォーム」または児童青少年課 児童・青少年係にて再度入所申込み手続きが必要です。

10. 入所後の変更について

入所後、次に該当する場合は、各種手続きをホームページまたは登所している学童保育所に行ってください。

（１）仕事、勤務先が変更になったとき（「在職証明書・自営就労状況等申立書」をご提出ください。）
（２）住所に変更があったとき（「学童保育所世帯状況変更届」をご提出ください。）
（３）家族構成や世帯の状況に変更があったとき（「学童保育所世帯状況変更届」をご提出ください。）
（４）退所するとき（「11．退所について」参照）

11. 退所について

学童保育所を退所する場合は、退所する月の１５日までに「学童保育所退所」手続きを児童青少年課児童・青少年係もしくは登所している学童保育所で行ってください。

次の場合、保育の実施が解除となり、学童保育所を退所していただくことになります。

（１）入所要件がなくなったとき
（２）児童が国立市外に転出したとき
（３）保護者から退所の申し出があったとき
（４）長期にわたり学童保育所へ登所しないとき
（５）学童保育所入所申込書、その他の提出書類に虚偽の記載が認められたとき

※**「学童保育所退所届」のご提出がない場合、登所していなくても退所とならず、育成料等が発生しますのでご注意ください。**

※**入所申請時に年度途中での退所日が決まっている場合は、入所申請とともに「学童保育所退所届」をご提出ください。**

12. 各種手続きについて

各種手続きにかかる要件確認書類の様式は、右記二次元コードのリンクよりご利用いただけます。
用途に応じてそれぞれご活用ください。

13. よくあるご質問

＜入所申請について＞



Q.国立市に転入予定ですが、申請することはできますか？



A.申請いただけます。転入先の住所が証明できる書類（住宅売買契約書、住宅賃貸契約書等の写し）と、保護者全員分の令和８年度課税証明書（課税標準額の記載のあるもの）を申請時にご提出ください。



Q.週３日の勤務ですが、入所の要件に当たりますか？



A.入所の要件は、１週間の勤務日数ではなく、１ヶ月の勤務日数で審査しています。在職証明書の「１ヶ月の勤務日数」の欄に、１４日間以上と記入されていることが必要です。



Q.私立や国立（こくりつ）の小学校へ通学する場合にも利用できますか？



A.ご利用いただけます。その場合も、自ら登所できるか、保護者かそれに代わる方が送迎できることが必要です。

＜入所決定後について＞

Q.申請結果はいつわかりますか？





A.令和９年４月１日入所の場合は２月下旬に、５月以降の入所の場合は入所前月下旬に郵送にてお送りします。詳細は７ページ「６.入所審査及び結果の通知について」をご覧ください。

Q.育成料の支払い方法について





A 育成料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。
新規入所の方には、口座振替依頼書を入所決定通知に同封してお送りしますので、お早めにお手続きをお願いいたします。
口座のお手続きが済むまでは、納付書にてお支払いください。

Q.学童保育所からのお知らせはどのように発信されますか？





A.学童保育所からのお知らせについては、専用アプリ『こどもん』を活用してます。入所決定後には必ずご登録ください。

＜学童保育所での生活について＞



Q.お弁当は必要？



A.４月１日入所後、学校給食が開始するまではお弁当・水筒持参となります。また、土曜日・学校休業日・学校給食のない日等はお弁当を持参いただきます。
また、長期休業期間中は、保護者の方から直接お弁当を注文していただける業者をご紹介しており、お弁当ご準備のご負担軽減に努めています。
※そのほか、学童行事として昼食を提供する日もあります。



Q.学校から学童保育所までの移動は？



A.新１年生については、入学後１週間程度は、学童保育所指導員が付き添って移動します。その後は、自ら登所するか、送迎が必要な場合は、保護者かそれに代わる方に行っていただきます。
※保護者に代わる方とは、親族のほか移動支援の事業所などを指します。



Q.帰るときはどうするの？



A. 午後６時までは、児童一人若しくはお友達と一緒に帰っていただきます。ただし、夜延長保育利用時（6～7 時）は保護者等の送迎が必要です。



Q.運動会の振替休日は延長保育がありますか？



A. 市立学校の行事の振替休日等は延長保育を実施します。
（朝延長は、定期利用を申し込まれている児童であっても、
別途一時利用料金が発生します）